

事業系ごみの分け方・出し方

区分	品目	例	注意事項	
受入可	一般廃棄物	食品残渣 (※1)	飲食店での食べ残しや調理残渣、食品店での売れ残り、事務所の茶殻など ※1 食品製造業から出る食品残渣は産業廃棄物となります。	
		古布 (※2)	ウエス、制服、作業着、装飾などに使用した布など ※2 繊維工業から発生する繊維くずや PCB 及び工場の油が染み込んだものは産業廃棄物となります。	
		木くず (※3)	剪定枝、木製家具、割り箸など ※3 木製パレットとリース業、木材業、木製品製造業、建設業から出る木くずは産業廃棄物となります。 ・剪定枝等は、直径10cm長さ2m以上のものは受け入れできません。	
		その他	使用済みのティッシュ、リサイクルできない紙(※4)、草など ※4 紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業、建設業から出る紙くずは、産業廃棄物となります。汚れてリサイクルできないものであってもクリーンセンターへは搬入できません。	
受入不可	産業廃棄物	古紙	段ボール、コピー紙、チラシ、新聞、雑誌、紙パック、紙箱、その他紙製品など ・資源化可能な古紙は、クリーンセンターへ搬入できません。古紙のリサイクル業者へ搬入してください。 ・機密文書について、機密を保持したままリサイクルできる業者があります。	
		廃プラスチック類	プラスチック製容器包装	弁当の容器、ペットボトル、発泡スチロール等緩衝材、ビニール袋、菓子等の容器包装など
			プラスチック製品	ボールペンなど事務用品、プラスチックケース、その他プラスチック製品
			その他	梱包用プラスチックベルト、ブルーシート、ビニールシートなど
		金属	鉄くず	空き缶（スチール缶）、はさみ等スチール製事務用品、スチールロッカー、スチール机、フライパンなど
			非鉄金属くず	空き缶（アルミ缶）、アルミ鍋、アルミサッシなど
		ガラス陶磁器など	ガラス	空きびん、コップ、板ガラス、蛍光管、電球など
			陶磁器	湯呑み、急須、茶碗など
			その他	ブロック、レンガなど
		廃油	食用油、ラード、機械油、エンジンオイルなど	※5 事業所で使用している家庭用機器の家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵・冷凍庫洗濯機・衣類乾燥機）は家電リサイクル法の対象になります。適正に処理して下さい。
その他	乾電池、※5 家電品、プラスチックや金属との複合品、建築廃材など			

● 産業廃棄物についてのお問合せ先 (一社) 愛知県産業資源循環協会 (052-332-0346)